

第8章 交 通

1. 有料道路の通行料金割引

通勤、通学、通院等日常生活において、有料道路を利用される障害者の方に対して有料道路の通行料金を割引します。ただし、事前に各総合支所市民サービス課福祉係または市民福祉係で割引申請をする必要があります。（E T Cをご利用の場合は、E T Cの利用申請も事前に行う必要があります。）

1. 対象者と割引内容

対象となる手帳所持者	手帳種別	運転形態	割引率
身体障害者手帳	第1種	手帳所持者が同乗し、 介護者が運転 (本人運転含む)	50%
療育手帳			
身体障害者手帳	第2種	本人運転のみ	50%

※割引後の料金の額に端数が生じる場合は、支払額を10円単位で切り上げます。

※本割引の適用を受ける場合、重複して適用されない割引がありますので、ご注意ください。

【利用方法】

事前にご登録いただいた車両で有料道路を利用し、料金を支払う際に証明を受けた身体障害者手帳または療育手帳を提示すると割引が受けられます。E T Cを利用する場合は、システム上でデータを確認し割引処理が行われます。（有人レーンでの支払になる場合等には、手帳の確認を受けることがありますので、有料道路利用の際は必ず手帳を携行してください。）

【割引有効期間】

新規及び変更の申請においては、その手続きが完了した日からその後の2回目の誕生日までとなります。更新の申請（割引有効期限の2か月前から可能）においては、その手続きが完了した日からその後の3回目の誕生日までとなります。

2. 申請手続き

- (1) 申請窓口 各総合支所市民サービス課 福祉係または市民福祉係
- (2) 必要な書類等

- ・有料道路障害者割引申請書兼E T C利用申請証明書
- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・登録する自動車の自動車検査証

※原則として障害のある方本人または本人の親族等が所有するもので、1人につき1台に限ります（ただし、車種要件等により登録できない車両があります。）。

- ・運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）

※変更申請または更新申請の場合は不要です。

- ・割賦契約書またはリース契約書（車が割賦購入またはリース車両の場合）

- ・ ETCカード（1枚に限る）及びETC車載器セットアップ申込書・証明書
 ※ETC利用申請をする場合のみ必要となります。
 ※ETCカードは、障害者本人名義となります。（ただし、未成年の重度の障害の方で、本人運転をされない場合は親権者等の名義も対象となります。）
 ※変更申請または更新申請で前回の登録内容から変更がない場合は不要です。

【制度に関する問合せ先】

各総合支所市民サービス課 福祉係または市民福祉係

【高速道路利用に関する問合せ先】

NEXCO東日本お客さまセンター 電話 0570-024-024
 (PHS・IP電話の場合) 電話 03-5308-2424

2. タクシー運賃の割引

1. 対象者と割引内容

対象となる手帳所持者	割引率
身体障害者手帳	10%
療育手帳	

【利用方法】

乗務員に手帳を提示することで、割引が受けられます。

なお、利用する地域や介護タクシー等割引が受けられないこともありますので、ご利用の際にご確認願います。

【問合せ先】各タクシー会社

3. バス運賃の割引

1. 市民バス

対象となる手帳所持者	手帳所持者 割引率(片道)	介護者(1名) 割引率
身体障害者手帳	50%	50%
療育手帳		
精神障害者保健福祉手帳		

【利用方法】

乗務員に手帳を提示することで、割引が受けられます。

【問合せ先】企画部市民協働課 電話 0228-22-1164 FAX0228-22-0313

2. 高速バス

対象となる手帳所持者	手帳種別	手帳所持者 割引率(片道)	介護者(1名) 割引率
身体障害者手帳 療育手帳	第1種	50%	50%
身体障害者手帳 療育手帳	第2種	50%	—

○精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、ご利用の際に各事業所にご確認願います。

【利用方法】

運転手に手帳を提示することで、割引が受けられます。なお、回数券を購入する際には、50%の割引が受けられます。ただし、事業所によっては、割引の実施をしていない場合もありますので、ご利用の際にご確認願います。

【問合せ先】

(株)ミヤコーバス佐沼営業所 電話 0220-22-3064 FAX0220-22-5488
東日本急行(株) 電話 022-218-3131 FAX022-218-3134

4. JR旅客運賃の割引

1. 対象者と割引内容

対象となる 手帳所持者	種別	割引乗車券	割引率			取り扱い
			単独	介護付		
				本人	介護者 (1名)	
身体障害者手帳 または 療育手帳	第1種	普通乗車券	50%	50%	50%	単独時は片道100kmを超える場合 急行券は特別急行券を除く
		定期乗車券 (12歳以上) 回数乗車券 普通急行券	—	50%	50%	
		定期乗車券 (12歳未満)	—	—	50%	障害者が12歳未満の小児定期乗車券は割引の対象外
		普通乗車券	50%	—	—	
身体障害者手帳 または 療育手帳	第2種	定期乗車券 (12歳未満)	—	—	50%	片道100kmを超える場合 障害者が12歳未満の小児定期乗車券は割引の対象外

【利用方法】

乗車券販売窓口で手帳を提示することで、割引が受けられます。

また、JR以外の私鉄各社でも割引を実施している場合がありますので、直接私鉄各社に問い合わせ願います。

【問合せ先】乗車券販売窓口

5. 仙台市地下鉄運賃の割引

1. 対象者と割引内容

対象となる手帳所持者	運賃の種別	割引率		取り扱い
		本人	介護者(1名)	
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	普通旅客運賃	50%	50%	大人通学定期は割引対象外
	定期旅客運賃 (12歳以上のみ)	23.1%	23.1%	

【利用方法】

乗車券購入の際、大人の方は券売機で「ふくし(おとな)」のボタンを押して切符をお求めください。小児の方は、駅務員にお知らせください。なお、定期券を購入する際は、乗車券発売所で手帳を提示してください。

【問合せ先】仙台市交通局案内センター 電話 022-222-2256 FAX022-224-5126

6. 航空旅客運賃の割引

1. 対象者と割引内容

対象となる手帳	対象者		取り扱い
	本人	介護者(1名)	
身体障害者手帳	○	○	割引額は区間等によって異なる場合がありますので、各航空会社にお問い合わせ願います。
療育手帳	○	○	
戦傷病者手帳	○	○	
精神障害者保健福祉手帳	○	○	

航空会社によっては、割引の実施をしていない場合や年齢制限がある場合がありますので、ご利用の際にご確認ください。

【利用方法】

航空券の購入及び搭乗手続きの際に、対象となる手帳を提示願います。

【問合せ先】各航空会社

7. 旅客船運賃の割引

1. 対象者と割引内容

対象となる手帳	対象者		取り扱い
	本人	介護者(1名)	
身体障害者手帳	○	○	割引内容が船会社によって異なる場合がありますので、各船会社にお問合わせ願います。
療育手帳	○	○	
精神障害者保健福祉手帳	○	○	

【利用方法】

国内の各旅客航路を利用する場合に、運賃が割引されます。ただし、船会社によっては割引の実施をしていない場合や割引の内容が異なりますので利用の際は各船会社へお問合わせ願います。

【問合せ先】各船会社



8. 宮城県ゆずりあい駐車場

公共施設や商業施設などの障害者等用駐車区画について対象者の方以外の不適正な利用の抑止を図るために、歩行が困難な障害者の方などに障害者等用駐車区画の利用証を宮城県が交付する制度です。

対象となる駐車区画を利用する際には、車内に利用証を掲示します。

1. 対象者

利用証を交付する対象者の基準は次のとおりです。

対象者区分		交付要件		
身体障害者	視覚障害	4級以上		
	聴覚障害	3級以上		
	平衡機能障害	5級以上		
	肢体不自由	上肢	2級以上	
		下肢	6級以上	
		体幹	5級以上	
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
			移動機能	6級以上
	内部障害	心臓機能障害	4級以上	
		じん臓機能障害	4級以上	
		呼吸器機能障害	4級以上	
		ぼうこう又は直腸の機能障害	4級以上	
小腸機能障害		4級以上		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上		
肝臓機能障害		4級以上		
知的障害者	療育手帳 A			
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 1 級			
難病患者	特定疾患医療受給者 特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者			
要介護認定を受けた者	要介護状態区分が要介護 1 以上			
妊産婦	妊娠 7 ヶ月から産後 1 年まで ※産後は乳児同乗の場合に限る			
けが人又は病気の者その他移動に配慮が必要と認められる者	医師の診断書等により、移動に配慮が必要であることを確認できる者 ※医師の診断書による必要期間以内			

※幅広の「車いす使用者優先区画」と通常幅の「ゆずりあい区画」の 2 種類があります。
※設置されている駐車区画の種類や数は、各施設によって異なります。利用可能な施設については、県の社会福祉課ホームページをご覧ください。

2. 申請手続き

申請方法	申請窓口	
郵送による申請	県庁（保健福祉部社会福祉課）で受付	
持参による申請	県	県庁（保健福祉部社会福祉課）及び 各保健福祉事務所（地域事務所）で受付
	市区町村	柴田町、七ヶ浜町、大郷町で受付

【問合せ先】宮城県保健福祉部社会福祉課地域福祉推進班

電話022-211-2519

ホームページ：<http://www.pref.miyagi.jp./soshiki/syahuku/parking.html>

9. 駐車禁止の対象除外

歩行困難と認められる障害のある方等が使用する自動車に対し、駐車禁止除外指定車標章を交付し、公安委員会及び警察署長が道路標識、道路標示により駐車禁止とした道路において、付近に駐車する場所がないなどのやむを得ない場合で、障害のある方が自動車を現に使用しているときまたは乗車しているときに限り、駐車を認めています。ただし、法定の駐停車・駐車禁止場所については対象外となります。

1. 対象者

(1) 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方（本人に標章交付となります）

障害の区分		障害の級別(身体障害者)	重度の障害者(戦傷病者)
視覚障害		1級から3級までの各級及び 4級の1（注）	特別項症から第四項症 までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	
平衡機能障害		3級	
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2 （注）	特別項症から第三項症 までの各項症
下肢不自由		1級から4級までの各級	
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症 までの各項症
乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢 機能	1級及び2級（－上肢のみに運 動機能障害がある場合を除く）	－
	移動 機能	1級及び2級までの各級	－
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症 までの各項症

障害の区分	障害の級別(身体障害者)	重度の障害者(戦傷病者)
じん臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級及び3級	
小腸機能障害	1級及び3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	—
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
<p>このほか、以下の方は申請の際に、医師から歩行困難の程度を示す「意見書」の添付をすることで、駐車禁止除外指定車標章の交付が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平衡機能障害 5級、 ・下肢不自由 5級及び6級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 3級及び4級 		

- (2) 療育手帳Aをお持ちの方（本人に標章交付となります。）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方（本人に標章交付となります。）
- (4) 小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている紫外線要保護者（色素性乾皮症患者）で昼間（日出時から日没時まで）に自動車を使用する方（本人に標章交付となります。）

※身体障害者障害程度等級表によるものであり、身体障害者手帳の1種・2種ではありません。

2. 申請手続き

- (1) 申請窓口 各管轄警察署交通課または交通第一課
- (2) 必要な書類等
 - ・身体障害者手帳または療育手帳等の該当する手帳
 - ・登録する自動車の自動車検査証
 - ・主に運転する方の運転免許証
 - ・医師の診断書（紫外線要保護者の方）
 - ・医師の意見書（上記対象者一覧で必要と記載されている方）

【問合せ先】若柳警察署交通課 電話 0228-32-3111 FAX0228-32-3111
築館警察署交通課 電話 0228-22-1101 FAX0228-22-1101

